

年 月 日

課税の特例に関する通知書（固定資産税・都市計画税）

財政局税務総長 様

経済戦略局長

次の固定資産について、大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例第 6 条第 3 項の規定により認定したので、同条例第 16 条及び第 22 条の規定による課税の特例適用のため通知します。

記

1. 該当年度 年度（ 年 1 月 1 日現在）
2. 法人（所有者）事項

所在地	
名 称	

3. 土地に関する事項（5. 区分所有家屋に関する事項に記載するものを除く）

所 在	地番	面積 (㎡)	固定資産税認定 特区事業割合	課税の特例 適用開始年度	適用条項 条例第 16 条	
					1 項	2 項

4. 家屋に関する事項（5. 区分所有家屋に関する事項に記載するものを除く）

所 在	家屋番号	床面積 (㎡)	固定資産税認定 特区事業割合	課税の特例 適用開始年度	適用条項 条例第 16 条	
					1 項	2 項

5. 区分所有家屋に関する事項

所 在	家屋番号	床面積 (㎡)	固定資産税認定 特区事業割合	課税の特例 適用開始年度	適用条項 条例第 16 条	
					1 項	2 項

6. 設備（償却資産）に関する事項

所 在	取得価額（円）	固定資産税認定 特区事業割合	課税の特例 適用開始年度	適用条項 条例第 16 条	
				1 項	2 項